

教第 62 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例に関する意見決定について

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定するに当たり、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和 4 年 1 月 24 日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 長谷川 達也

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例に関する意見  
神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については異議あ  
りません。

令和4年1月24日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神行給第726号  
令和4年1月20日

神戸市教育長 長田淳様

神戸市長 久元喜造

「神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」案に  
対する貴委員会への意見聴取について

下記の条例案を第1回定例市会に提案いたしたく思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を提出されたく、条例案を添えて照会いたします。

記

1. 神戸市職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

# 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（概要）

## 1. 係長級の処遇改善

### (1) 人事・給与制度の見直しにおける係長級の処遇改善の概要

昇任意欲を醸成する観点から、係長級の処遇改善について、  
令和4年4月以降、全号給について段階的に1万円まで引き上げを行う。

### (2) 令和4年4月における処遇改善の内容（※）

係長級の給料月額について、全号給において1,000円の引き上げを行う。  
※行政職給料表、消防職給料表及び医療職給料表(2)適用者

### (3) 実施時期

令和4年4月1日

## 2. 医師の処遇改善

### (1) 医師の処遇改善の概要

新型コロナウイルス感染症に対する対応等により、健康局における医師の役割が  
重要となる中で、今後、医師の継続的かつ安定的な人材確保・定着を図るために、  
医師に支給されている初任給調整手当について改正を行う。

### (2) 初任給調整手当の改正内容

（現行）上限160,400円 ⇒（改正案）上限251,200円

### (3) 実施時期

令和4年4月1日

## 3. 教育職給料表（2）の見直し

### (1) 教育職給料表（2）の見直しの概要

人事・給与制度改革の趣旨を踏まえ、若年層の処遇改善と高齢層の処遇見直しを行う。  
また、学校の組織力の強化のため、教頭の業務を補佐し、学校運営の中心的役割を担う  
主幹教諭を新設する。

### (2) 見直しの内容

①若年層の改善と高齢層の抑制（給与カーブのフラット化）

※給料月額と退職手当の現給保障

②新設する主幹教諭に新3級を適用し、現在の3級は新4級、4級は新5級とする

### (3) 実施時期 令和4年4月1日

第 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

神戸市長 久元喜造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条の7 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、第1号に掲げる職に係るものにあつては35年以内、第2号に掲げる職に係るものに</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第10条の7 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、第1号に掲げる職に係るものにあつては35年以内、第2号に掲げる職に係るものに</p>

あつては21年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては5年以内の期間、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であつて人事委員会規則で定めるものの職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額  
251,200円

(2)、(3) [略]

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

[略]

備考

1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（ただし、再任用職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 消防職給料表（第3条関係）

[略]

あつては21年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては5年以内の期間、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員又はこれに準ずる者であつて人事委員会規則で定めるものの職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額  
160,400円

(2)、(3) [略]

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

[略]

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 消防職給料表（第3条関係）

[略]

備考

1 この表は、消防吏員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員（ただし、再任用職員を除く。）の給料月額は、この表の額に1,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 削除

イ 教育職給料表(2) 別エクセル

備考 この表は、消防吏員で人事委

員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

[略]

備考

1 この表は、薬剤師、栄養士、  
保健師、看護師その他の職員で  
人事委員会規則で定めるものに  
適用する。

2 この表の適用を受ける職員の  
うち、その職務の級が5級である  
職員（ただし、再任用職員を  
除く。）の給料月額は、この表  
の額に1,000円をそれぞれ加算  
した額とする。

別表第6 級別基準職務表（第3条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 教育職給料表(2)級別基準職務  
表

職務の 級	基準となる職務
[略]	[略]
2級	[略]
3級	高等学校の主幹教諭の職務
4級	[略]
5級	[略]

別表第4 医療職給料表（第3条関係）

ア [略]

イ 医療職給料表(2)

[略]

備考 この表は、薬剤師、栄養士、  
保健師、看護師その他の職員で人  
事委員会規則で定めるものに適用  
する。

別表第6 級別基準職務表（第3条関係）

(1)～(3) [略]

(4) 教育職給料表(2)級別基準職務  
表

職務の 級	基準となる職務
[略]	[略]
2級	[略]
3級	[略]
4級	[略]

(5)～(9) [略]

(産業教育手当)

第10条の2 高等学校における農業又は工業に係る産業教育の特殊性にかんがみ、農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教頭、主幹教諭、教諭、助教諭若しくは講師（常勤勤務に服することを要する者及び短時間勤務職員である者に限る。）又は実習助手で人事委員会規則で定めるものが、当該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する場合若しくは教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

2 [略]

(定時制教育手当)

第10条の3 高等学校で定時制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教頭並びに主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常勤の者及び短時間勤務職員である者に限る。）並びに実習助手で人事委員会規則で定めるもの（本務として定時制教育に従事する者に限る。）に対しては、定時制教

(5)～(9) [略]

(産業教育手当)

第10条の2 高等学校における農業又は工業に係る産業教育の特殊性にかんがみ、農業又は工業に関する課程を置く高等学校の教頭、教諭、助教諭若しくは講師（常勤勤務に服することを要する者及び短時間勤務職員である者に限る。）又は実習助手で人事委員会規則で定めるものが、当該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する場合若しくは教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、産業教育手当を支給する。

2 [略]

(定時制教育手当)

第10条の3 高等学校で定時制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び教頭並びに教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常勤の者及び短時間勤務職員である者に限る。）並びに実習助手で人事委員会規則で定めるもの（本務として定時制教育に従事する者に限る。）に対しては、定時制教育手当

育手当を支給する。 2 [略]	を支給する。 2 [略]
--------------------	-----------------

第2条 神戸市職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
別表第3 教育職給料表（第3条関係） ア 削除 イ 教育職給料表(2) <b>別エクセル</b>	

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年12月条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（教職調整額の支給）</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員 (神戸市職員の給与等に関する条例 (昭和26年3月条例第8号。以下 「給与条例」という。)別表第3イ 教育職給料表(2)、ウ教育職給料表 (3)又は才教育職給料表(5)の適用を 受ける者に限る。以下同じ。)のう ちその属する職務の級が1級若しく は2級又は3級（別表第3イ教育職 給料表(2)及び才教育職給料表(5)の 適用を受ける者に限る。）である者 には、その者の給料月額の100分の 4に相当する額の教職調整額を支給 する。</p>	<p>（教職調整額の支給）</p> <p>第3条 義務教育諸学校等の教育職員 (神戸市職員の給与に関する条例 (昭和26年3月条例第8号。以下 「給与条例」という。)別表第3イ 教育職給料表(2)、ウ教育職給料表 (3)又は才教育職給料表(5)の適用を 受ける者に限る。以下同じ。)のう ちその属する職務の級が1級若しく は2級又は3級（別表第3才教育職 給料表(5)の適用を受ける者に限 る。）である者には、その者の給料 月額の100分の4に相当する額の教 職調整額を支給する。</p>
2 [略]	2 [略]

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年12月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>（<u>号給の切替えに伴う退職手当に関する経過措置</u>）</p> <p>第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者の<u>附則第4条の規定により支給する給料の額</u>に満たないときは、<u>附則第4条の規定により支給する給料の額</u>をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（退職手当に関する経過措置）</p> <p>第6条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者が<u>施行日の前日に受けた給料月額</u>に満たないときは、<u>施行日の前日に受けた給料月額</u>をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。</p>

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和5年4月1日

2 第4条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例附則第6条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

### (特定の職務の級及び号給の切換え)

第2条 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

2 前項の規定により新級を決定される職員の施行日における号給は、施行日の前日においてその者が受けていた号給と同一のものとする。

### (給料表の改定に伴う経過措置)

第3条 施行日の前日から引き続き、神戸市職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条第1項第3号イの給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける職員で2級の者のうち、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定により差額に相当する額を給料として支給される職員（以下「前項の職員」という。）を除く。）について、前項の職員との権衡上必要があると認められるときは、当該引き続き給料表の適用を受ける職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

第4条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第10条の4、第12条の2及び第17条の規定及び、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特

別措置に関する条例第3条の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年2月条例第〇号）附則第3条の規定による給料の額との合計額」とする。

（退職手当に関する経過措置）

第5条 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員が退職し、又は死亡し、退職手当（神戸市職員退職手当金条例の規定により支給される退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受けることとなる場合において、退職又は死亡の日の給料月額が、その者の附則第3条の規程により支給する給料の額に満たないときは、附則第3条の規程により支給する給料の額をもって、神戸市職員退職手当金条例第5条に規定する給料月額とする。

（施行細目の委任）

第6条 附則第2条から附則第4条までに定めるもののほか、第1条から第3条までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第7条 附則第5条に定めるものの施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則別表第1（附則第2条関係）

給料表	旧級	新級
教育職給料表(2)	3級	4級
	4級	5級

理由

頑張っている職員が真に報われる人事・給与制度の見直し等を実施するに当たり、条例を改正する必要があるため。

改正後							改正前						
別表第3 教育職給料表(第3条関係) イ 教育職給料表(2)							別表第3 教育職給料表(第3条関係) イ 教育職給料表(2)						
職員の区分	職務の級	[略]	2級	3級	4級	5級	職員の区分	職務の級	[略]	2級	3級	4級	
		[略]	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			[略]	給料月額	給料月額	給料月額	
再任用職員以外の職員	1		円	円	円	円	再任用職員以外の職員	1		円	円	円	
再任用職員以外の職員	1	178,300	270,000	310,700	413,300		再任用職員以外の職員	1	175,900	310,700	413,300		
再任用職員以外の職員	2	180,100	272,700	313,500	415,400		再任用職員以外の職員	2	177,700	313,500	415,400		
再任用職員以外の職員	3	181,900	275,400	316,200	417,500		再任用職員以外の職員	3	179,500	316,200	417,500		
再任用職員以外の職員	4	183,800	278,000	318,900	419,600		再任用職員以外の職員	4	181,300	318,900	419,600		
	5	185,600	280,600	321,600	421,600			5	183,100	321,600	421,600		
	6	187,500	283,300	324,000	423,800			6	185,000	324,000	423,800		
	7	189,400	286,000	326,400	426,000			7	186,900	326,400	426,000		
	8	191,300	288,600	328,700	428,200			8	188,800	328,700	428,200		
	9	193,200	291,200	331,000	430,300			9	190,500	331,000	430,300		
	10	195,200	293,900	333,300	432,400			10	192,500	333,300	432,400		
	11	197,200	296,600	335,600	434,600			11	194,500	335,600	434,600		
	12	199,200	299,200	337,800	436,800			12	196,500	337,800	436,800		
	13	201,100	301,800	339,900	438,800			13	198,300	339,900	438,800		
	14	203,200	304,200	342,200	440,900			14	200,300	342,200	440,900		
	15	205,200	306,700	344,600	443,000			15	202,300	344,600	443,000		
	16	207,200	309,200	346,900	445,100			16	204,300	346,900	445,100		
	17	209,200	311,700	349,200	447,200			17	206,200	349,200	447,200		
	18	211,100	314,200	351,500	448,900			18	208,300	351,500	448,900		
	19	213,000	316,700	353,700	450,700			19	210,400	353,700	450,700		
	20	215,000	319,200	355,900	452,600			20	212,500	355,900	452,600		
	21	216,800	321,700	357,800	454,500			21	214,300	357,800	454,500		
	22	218,900	324,200	359,800	456,300			22	216,400	359,800	456,300		
	23	221,000	326,700	361,700	458,100			23	218,500	361,700	458,100		
	24	223,100	329,200	363,700	459,900			24	220,600	363,700	459,900		
	25	225,200	331,600	365,600	461,700			25	222,700	365,600	461,700		
	26	227,300	334,000	367,700	463,200			26	224,800	367,700	463,200		
	27	229,400	336,400	369,600	464,700			27	226,900	369,600	464,700		
	28	231,500	338,700	371,700	466,200			28	229,000	371,700	466,200		
	29	233,600	341,000	373,400	467,600			29	231,100	373,400	467,600		
	30	236,100	343,200	375,400	468,700			30	233,600	375,400	468,700		
	31	238,700	345,300	377,400	469,800			31	236,200	377,400	469,800		
	32	241,200	347,400	379,400	470,900			32	238,800	379,400	470,900		
	33	243,700	349,500	381,200	471,900			33	241,300	381,200	471,900		
	34	246,100	351,600	383,200	472,800			34	243,900	383,200	472,800		
	35	248,600	353,700	385,100	473,700			35	246,500	385,100	473,700		
	36	251,200	355,700	387,100	474,600			36	249,100	387,100	474,600		
	37	253,600	357,700	388,800	475,300			37	251,400	388,800	475,300		
	38	256,100	359,600	390,700	476,300			38	254,000	390,700	476,300		
	39	258,700	361,600	392,500	477,300			39	256,600	392,500	477,300		
	40	261,200	363,600	394,300	478,300			40	259,200	394,300	478,300		
	41	263,600	365,600	396,100	479,100			41	261,600	396,100	479,100		
	42	266,000	367,600	398,000	480,000			42	264,100	398,000	480,000		
	43	268,500	369,600	399,800	480,900			43	266,600	399,800	480,900		
	44	270,900	371,600	401,700	481,800			44	269,000	401,700	481,800		
	45	273,300	373,600	403,400	482,600			45	271,500	403,400	482,600		
	46	275,500	375,500	405,200	483,300			46	273,700	405,200	483,300		
	47	277,700	377,400	407,100	484,000			47	275,900	407,100	484,000		
	48	279,900	379,300	408,900	484,700			48	278,100	408,900	484,700		
	49	282,200	381,200	410,600	485,500			49	280,300	410,600	485,500		
	50	284,700	383,100	412,400	486,200			50	282,900	412,400	486,200		
	51	287,100	385,000	414,200	486,900			51	285,500	414,200	486,900		
	52	289,500	386,800	416,100	487,600			52	288,100	416,100	487,600		
	53	291,900	388,600	417,700	488,100			53	290,600	417,700	488,100		
	54	294,400	390,400	419,500	488,700			54	293,200	419,500	488,700		
	55	296,800	392,200	421,300	489,300			55	295,800	421,300	489,300		
	56	299,400	394,000	423,100	489,900			56	298,500	423,100	489,900		
	57	302,000	395,800	424,800	490,500			57	301,200	424,800	490,500		
	58	304,600	397,600	426,500	491,500			58	303,900	426,500	491,500		
	59	307,200	399,400	428,200	492,500			59	306,500	428,200	492,500		
	60	309,900	401,200	429,900	493,500			60	309,200	429,900	493,500		
	61	312,600	403,000	431,500	494,500			61	312,000	431,500	494,500		
	62	315,200	404,700	433,100	495,600			62	314,700	433,100	495,600		
	63	317,900	406,400	434,600	496,700			63	317,500	434,600	496,700		
	64	320,500	408,000	436,200	497,800			64	320,100	436,200	497,800		
	65	323,000	409,600	437,800	498,700			65	322,600	437,800	498,700		
	66	325,400	410,900	439,300	499,800			66	325,000	439,300	499,800		
	67	327,800	412,100	440,800	500,900			67	327,400	440,800	500,900		
	68	330,200	413,300	442,300	502,000			68	329,800	442,300	502,000		

	69	332,400	414,500	444,000	502,900			69	332,000	444,000	502,900		
	70	334,600	415,700	445,700				70	334,200	445,700			
	71	336,700	416,900	447,300				71	336,400	447,300			
	72	338,900	418,100	448,900				72	338,600	448,900			
	73	340,900	419,200	450,200				73	340,500	450,200			
	74	343,000	420,400	451,500				74	342,600	451,500			
	75	345,200	421,500	452,800				75	344,800	452,800			
	76	347,300	422,600	454,100				76	347,000	454,100			
	77	349,400	423,700	455,300				77	349,000	455,300			
	78	351,500	424,800	456,100				78	351,100	456,100			
	79	353,500	425,900	456,900				79	353,100	456,900			
	80	355,500	427,000	457,700				80	355,100	457,700			
	81	357,500	428,100	458,400				81	357,200	458,400			
	82	359,600	429,200	459,100				82	359,200	459,100			
	83	361,600	430,300	459,800				83	361,300	459,800			
	84	363,600	431,300	460,500				84	363,300	460,500			
	85	365,600	432,300	461,100				85	365,300	461,100			
	86	367,600	433,200	461,700				86	367,300	461,700			
	87	369,500	434,100	462,300				87	369,200	462,300			
	88	371,400	435,000	462,900				88	371,200	462,900			
	89	373,300	435,900	463,400				89	373,000	463,400			
	90	375,200	436,500	463,900				90	374,900	463,900			
	91	377,100	437,100	464,400				91	376,900	464,400			
	92	379,000	437,700	464,900				92	378,800	464,900			
	93	380,800	438,200	465,500				93	380,600	465,500			
	94	382,600	438,800	466,000				94	382,500	466,000			
	95	384,400	439,300	466,500				95	384,300	466,500			
	96	386,200	439,800	467,000				96	386,100	467,000			
	97	388,000	440,300	467,600				97	387,800	467,600			
	98	389,800	440,800	468,300				98	389,600	468,300			
	99	391,600	441,300	469,000				99	391,500	469,000			
	100	393,400	441,700	469,700				100	393,300	469,700			
	101	395,100	442,100	470,200				101	395,000	470,200			
	102	396,700	442,500	471,100				102	396,600	471,100			
	103	398,300	442,900	472,000				103	398,200	472,000			
	104	399,800	443,300	472,900				104	399,700	472,900			
	105	401,300	443,700	473,500				105	401,200	473,500			
	106	402,100	444,100					106	402,000				
	107	402,800	444,500					107	402,800				
	108	403,500	444,900					108	403,500				
	109	404,100	445,300					109	404,000				
	110	404,800	445,800					110	404,800				
	111	405,600	446,300					111	405,600				
	112	406,300	446,700					112	406,300				
	113	406,800	447,100					113	406,800				
	114	407,500	447,600					114	407,500				
	115	408,300	448,100					115	408,300				
	116	409,100	448,500					116	409,100				
	117	409,600	448,900					117	409,600				
	118	410,300	449,400					118	410,300				
	119	411,000	449,900					119	411,000				
	120	411,600	450,300					120	411,600				
	121	412,200	450,700					121	412,300				
	122	412,800	451,200					122	412,900				
	123	413,400	451,700					123	413,600				
	124	413,900	452,100					124	414,200				
	125	414,400	452,500					125	414,900				
	126	414,900						126	415,600				
	127	415,400						127	416,100				
	128	415,900						128	416,800				
	129	416,400						129	417,500				
	130	416,800						130	418,100				
	131	417,200						131	418,800				
	132	417,600						132	419,500				
	133	418,000						133	420,100				
	134	418,400						134	420,700				
	135	418,800						135	421,400				
	136	419,200						136	422,000				
	137	419,500						137	422,600				
	138	419,800						138	423,100				
	139	420,100						139	423,500				
	140	420,400						140	423,900				
	141	420,700						141	424,300				
	142	421,000						142	424,700				

備考

- 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

備考

- 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が准級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

第2条による改正後							第2条による改正前						
別表第3 教育職給料表(第3条関係) イ 教育職給料表(2)							別表第3 教育職給料表(第3条関係) イ 教育職給料表(2)						
職員の区分	職務の級号給	[略]	2級	[略]	[略]	[略]	職員の区分	職務の級号給	[略]	2級	[略]	[略]	[略]
再任用職員以外の職員	1	[略]	179,900	円	[略]	[略]	再任用職員以外の職員	1	[略]	178,300			
	2		181,700					2		180,100			
	3		183,600					3		181,900			
	4		185,500					4		183,800			
	5		187,400					5		185,600			
	6		189,300					6		187,500			
	7		191,200					7		189,400			
	8		193,100					8		191,300			
	9		195,100					9		193,200			
	10		197,100					10		195,200			
	11		199,100					11		197,200			
	12		201,100					12		199,200			
	13		203,100					13		201,100			
	14		205,200					14		203,200			
	15		207,200					15		205,200			
	16		209,200					16		207,200			
	17		211,200					17		209,200			
	18		213,000					18		211,100			
	19		214,800					19		213,000			
	20		216,700					20		215,000			
	21		218,600					21		216,800			
	22		220,700					22		218,900			
	23		222,800					23		221,000			
	24		224,900					24		223,100			
	25		227,000					25		225,200			
	26		229,100					26		227,300			
	27		231,200					27		229,400			
	28		233,300					28		231,500			
	29		235,400					29		233,600			
	30		237,900					30		236,100			
	31		240,400					31		238,700			
	32		242,900					32		241,200			
	33		245,300					33		243,700			
	34		247,700					34		246,100			
	35		250,100					35		248,600			
	36		252,600					36		251,200			
	37		255,100					37		253,600			
	38		257,600					38		256,100			
	39		260,100					39		258,700			
	40		262,600					40		261,200			
	41		265,000					41		263,600			
	42		267,400					42		266,000			
	43		269,800					43		268,500			
	44		272,200					44		270,900			
	45		274,600					45		273,300			
	46		276,800					46		275,500			
	47		279,000					47		277,700			
	48		281,200					48		279,900			
	49		283,500					49		282,200			
	50		285,900					50		284,700			
	51		288,200					51		287,100			
	52		290,500					52		289,500			
	53		292,800					53		291,900			
	54		295,200					54		294,400			
	55		297,600					55		296,800			
	56		300,100					56		299,400			
	57		302,600					57		302,000			
	58		305,200					58		304,600			
	59		307,800					59		307,200			
	60		310,400					60		309,900			
	61		313,000					61		312,600			
	62		315,600					62		315,200			
	63		318,200					63		317,900			

	64	320,800				64	320,500				
	65	323,400				65	323,000				
	66	325,800				66	325,400				
	67	328,200				67	327,800				
	68	330,500				68	330,200				
	69	332,800				69	332,400				
	70	334,900				70	334,600				
	71	337,000				71	336,700				
	72	339,100				72	338,900				
	73	341,200				73	340,900				
	74	343,400				74	343,000				
	75	345,500				75	345,200				
	76	347,600				76	347,300				
	77	349,700				77	349,400				
	78	351,800				78	351,500				
	79	353,800				79	353,500				
	80	355,800				80	355,500				
	81	357,800				81	357,500				
	82	359,900				82	359,600				
	83	361,900				83	361,600				
	84	363,900				84	363,600				
	85	365,900				85	365,600				
	86	367,800				86	367,600				
	87	369,700				87	369,500				
	88	371,600				88	371,400				
	89	373,500				89	373,300				
	90	375,400				90	375,200				
	91	377,300				91	377,100				
	92	379,200				92	379,000				
	93	381,000				93	380,800				
	94	382,800				94	382,600				
	95	384,600				95	384,400				
	96	386,400				96	386,200				
	97	388,200				97	388,000				
	98	390,000				98	389,800				
	99	391,800				99	391,600				
	100	393,600				100	393,400				
	101	395,300				101	395,100				
	102	396,900				102	396,700				
	103	398,500				103	398,300				
	104	400,000				104	399,800				
	105	401,500				105	401,300				
	106	402,200				106	402,100				
	107	402,900				107	402,800				
	108	403,600				108	403,500				
	109	404,200				109	404,100				
	110	404,900				110	404,800				
	111	405,600				111	405,600				
	112	406,300				112	406,300				
	113	406,900				113	406,800				
	114	407,600				114	407,500				
	115	408,300				115	408,300				
	116	409,100				116	409,100				
	117	409,600				117	409,600				
	118	410,300				118	410,300				
	119	411,000				119	411,000				
	120	411,600				120	411,600				
	121	412,200				121	412,200				
	122	412,800				122	412,800				
	123	413,400				123	413,400				
	124	413,900				124	413,900				
	125	414,400				125	414,400				
	126	414,900				126	414,900				
	127	415,400				127	415,400				
	128	415,900				128	415,900				
	129	416,400				129	416,400				
	130	416,800				130	416,800				
	131	417,200				131	417,200				
	132	417,600				132	417,600				

133	418,000					133	418,000				
134	418,400					134	418,400				
135	418,800					135	418,800				
136	419,200					136	419,200				
137	419,500					137	419,500				
138	419,800					138	419,800				
139	420,100					139	420,100				
140	420,400					140	420,400				
141	420,700					141	420,700				
142	421,000					142	421,000				
143	421,300					143	421,300				
144	421,600					144	421,600				
145	421,800					145	421,800				
146	422,100					146	422,100				
147	422,400					147	422,400				
148	422,700					148	422,700				
149	422,900					149	422,900				
150	423,200					150	423,200				
151	423,500					151	423,500				
152	423,700					152	423,700				
153	423,900					153	423,900				
154	424,200					154	424,200				
155	424,500					155	424,500				
156	424,700					156	424,700				
157	424,900					157	424,900				
158	425,200					158	425,200				
159	425,500					159	425,500				
160	425,700					160	425,700				
161	425,900					161	425,900				
162	426,200					162	426,200				
163	426,500					163	426,500				
164	426,700					164	426,700				
165	426,900					165	426,900				
166	427,200					166	427,200				
167	427,500					167	427,500				
168	427,700					168	427,700				
169	427,900					169	427,900				
170	428,200					170	428,200				
171	428,500					171	428,500				
172	428,700					172	428,700				
173	428,900					173	428,900				
174	429,200					174	429,200				
175	429,500					175	429,500				
176	429,700					176	429,700				
177	429,900					177	429,900				
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]

備考

1 [略]  
2 [略]

備考

1 [略]  
2 [略]